

平成 24 年度浦安市青少年問題協議会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 1 月 28 日（月）午後 2 時～午後 3 時 26 分
2. 開催場所 消防庁舎多目的ホール
3. 出席者
（委員）松崎秀樹会長、中村健副会長、辻田明委員、米本慎一委員、石川豪三委員、高橋光法委員、杉山かおる委員、大塚久美子委員、成田恵美子委員、寺井裕二委員、富山勝夫委員、奥村千佳委員、上野菊良委員、今西美和子委員

（説明者及び事務局）青少年センター 齋藤所長、加藤主幹
浦安警察署生活安全課 平野課長
こども家庭課 小瀧課長
こども部 石井次長 青少年課 岡部課長、泉澤補佐、並木副主査、讃岐主事
4. 議題
 - （1） 会長挨拶
 - （2） 報告事項
 - 1) 平成 24 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について
 - 2) 平成 24 年度浦安市における少年の犯罪状況について
 - 3) 「浦安市の子どもをみんなで守る条例」について
 - 4) その他
5. 議事の概要
 - （1） 会長挨拶
 - （2） 議事の進行について
条例 7 条の規定により、会長である松崎秀樹市長が議長となり、議事を進行した。
 - （3） 報告事項 1～4 について、各担当者より資料に基づき説明し、それぞれ質疑応答があった。
 - 1) 平成 24 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について
 - 2) 平成 24 年度浦安市における少年の犯罪状況について
 - 3) 「浦安市の子どもをみんなで守る条例」について
 - 4) その他
6. 会議の経過
○報告事項

1) 平成 24 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について

浦安市青少年補導員連絡協議会が平成 24 年度に 30 周年を迎えたことから、青少年センターと青少年補導員の活動も簡単に触れながら浦安市の補導・相談状況について説明していきたい。

青少年センターは青少年の非行防止、健全育成に資するため、設置されており、その適正な運用をはかるために運営協議会が置かれ、年 4 回会議を行っている。

青少年センターは浦安市教育委員会生涯学習部に属している。

事業の概要としては青少年相談、補導活動、連携、広報啓発、環境浄化の 5 つの柱からなっており、それぞれ順を追って説明していく。

まず、1 つ目の青少年相談については、毎週月～金曜日、午前 9 時～午後 5 時まで電話及び来所により行っている。相談内容としては不登校、いじめ、交友関係、自分自身のこと等となっている。現在は、臨床心理士等の資格を持つ家庭教育指導員 2 名が、週 3 日ずつ交代で勤務し相談業務にあたっている。

次に 2 つ目の補導活動について、説明する。非行防止で最も重要なことがこの補導活動となる。補導活動は中央パトロール、地区パトロール、特別パトロール、緊急パトロール、職員パトロール等の各種パトロールを通じて行っている（写真を提示し、パトロールの状況について説明）

まず、中央パトロール。これは、補導員とともに公園やゲームセンター等たまり場になりやすい場所を重点的に実施している。

次に地区パトロール。これは、ブロックごとに地域の実態に即し、きめ細やかに実施している。

次に特別パトロール。これは、市の行事や学校行事に合わせ実施している。

次に 3 つ目の連携について説明する。青少年センターは学校、地域健全育成関係団体、警察署及び大型店舗等の関係諸機関の会議に出席し、情報交換を実施することで連携を図っている。

次に 4 つ目の広報啓発について説明する。これは、一般市民に広く非行防止等について理解してもらうため実施している。毎月 1 回青少年センターだよりを発行し、タイムリーな話題や市内の青少年の補導状況等を掲載している。また、長期休業前には、市内の全小・中学校の保護者に、子どもが安全で楽しい休みを過ごすことができるよう啓発文書を配布している。

また、広く市民に青少年補導員の活動を体験してもらい、青少年補導員の活動や市内の青少年の状況を知っていただくためのキャンペーンを実施している。平成 24 年度は 10 月 6 日（土）に行い、総勢 88 名の参加があった。

5 つ目の環境浄化については、電話ボックス・電柱等に貼ってあるピンクチラシ等を撤去することが主になるが、平成 24 年は一件もなかった。引き続き環境浄化に努めていく。

次に青少年補導員の身分と活動状況について説明する。

まず、身分について。青少年補導員は非常勤特別職で、教育委員会から委嘱されており、特別な権限はない。小・中・高等学校の教員、PTA、関係団体の代表、民間有識者からなっており、現在 101 名が活動している。また、補導員の構成については学校の教員等が 30 名、PTA27 名、各種団体から 6 名、民間有識者 38 名となっている。構成については各中学校のブロックごとになっている。

主な補導員の活動としては先のセンターの活動とほぼ同じとなっており、補導、広報啓発、研修、会議等の 4 つに分けられ、それぞれを説明していく。

まず、1 つ目の補導活動については、先ほど説明したので省略する。

次に 2 つ目の広報活動について説明する。2 ヶ月に一度広報誌「べかぶね」を発行し、青少年補導員の活動状況等の情報を掲載している。また、年間一回啓発物資を配布し、街頭啓発活動を実施している。

次に 3 つ目の研修について説明する。まず、新任補導員研修。これは、警察や少年補導員専門員を講師に呼び実施している。次に、補導員一日研修。これは、年 2 回実施しており、平成 24 年度は麻薬探知犬訓練センター、榛名女子学園で行った。次に、青少年の健全育成に関する講演会。平成 24 年度は千葉大の明石先生を呼び 80 名の参加があった。

次に 4 つ目の会議について説明する。補導員は、理事会、ブロック会議、情報交換会、補導（委）員大会、船橋地区ブロック会議等の各種会議を行っている。

次に浦安市の青少年の状況について、補導状況と相談状況から説明する。まず補導状況について。パトロールの回数は 384 回となっており、昨年が 343 回であったのと比べると 41 回の増加となっている。また、パトロールの人数については昨年に比べ 500 名ほど増加している。この理由として、昨年は震災があり、極端に回数が減っていることが考えられ、今年については震災前の水準に戻ったといえる。

これらのパトロール等を通し、670 人を補導した。この人数は例年より多くなっている。この内訳を行為別にみると自転車の二人乗りが 435 人と全体の 65%を占めている。次に怠学が 79 人で 12%、たむろの 38 人 6%、喫煙 35 人 5%と次いでいる。ここで喫煙、怠学が昨年度は全くなかったが、今年は多くなっていることに注目して欲しい。また、その他の内容については「・・・ながら運転」や無灯火等の自転車に関する違反行為によるものが多くなっている。

学識別にみると高校生が一番多く 490 名で全体の 73%を占めている。男女別でみると、男性 312 人女性 178 人、次いで中学生に 90 人、男女別でみると男性 60 人女性 30 人となっている。

次に青少年の相談状況について説明する。平成 24 年の 4～12 月で、相談受理件数は、70 件となっており、そのうち前年度から継続して相談をしているのが 8 件となっている。前年度の 64 件に比べ若干の増加となっている。

相談回数は昨年が 255 件に比べて今年は 301 件と増加している。

相談件数 70 件を内容別にみると、自分自身や家庭に関する内容のものが、37 件と一番多

い。詳しく見ていくと、家族関係 12 件、性格 8 件、精神的不安 7 件、性 6 件 ひきこもり 2 件等となっている。次いで学校のことが 20 件と 2 番目に多くなっている。登校しぶり・不登校 8 件、交友関係 4 件、学習進路 3 件、いじめ 2 件、その他 3 件となっている。以上が相談状況と補導状況となる。

(委員) 補導人数が増えているが、たまたま増えているのか。

(青少年センター) 全体的に自転車の二人乗り等が増えている。また喫煙、怠学など、一般からの通報が多くなっている。

(委員) 相談件数について。中学生の相談件数ではどのようなものが多いか。

(青少年センター) 23 年 2 月～現在にわたってのひきこもりのケースは現在まで 134 回の相談回数になっているなど、不登校、引きこもりについては長期にわたっての相談が必要となるので相談回数としては多くなってきている。

(委員) 長期欠席の生徒たちの対応方法について、私たちはどのように接したらよいのか。

(委員) 小・中学校では、スクールカウンセラー、相談室、学習支援室、保健室、現在は自分の学校にはいなが、昨年長欠がいた場合は、学校ぐるみ、市ぐるみで対応している等場所づくりの部分では整ってきていると思われる。あとはソフトの面をどのように充実させていくのかが必要であると思われる。

(委員) まずは学校に入っていけるような仲間づくり等が必要だと思う。

(委員) ケースにごとにもよるが、本人または家族とも相談しながらすすめていっている。

(委員) 長欠の人数が知りたい。(人数について後述)

(委員) 確かに友達関係が上手くいかず、学校に行きたくないという人もいる。

(委員) 喫煙と怠学について学校側は事実を知っているのか。

(青少年センター) 知っている。

(委員) 学校側にもアプローチして問題を解決できるように支援していきたい。

2) 平成 24 年度浦安市における少年の犯罪状況について

浦安警察署より、配付資料 16 ページについて説明があり、その後質疑応答に入った。

(要旨)

少年非行等の状況について説明していきたい。資料の数字は平成 24 年 11 月末の確定値となっている。非行少年と補導人員をそれぞれ千葉県内と、浦安警察署管内で比較し説明する。

非行少年は犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の 3 つから構成されている。

非行少年は千葉県全体で 3,195 人で、昨年 3,918 人と比べると、前年同期比 723 人の減少となっている。浦安警察管内では 158 人で、昨年 161 人と比べると前年同期比 3 人の減少となっている。また不良行為少年は平成 24 年度は 42,494 で、前年同期比 6,091 人の減少、そのうち浦安警察署管内では、536 人で、前年同期比 327 人の減少となっており、いづ

れにしても昨年と比べ減少している。

次に非行少年の検挙推移等について説明する。千葉県全体の非行少年検挙人員の推移については平成 19 年度から 24 年度にかけてみていくと、平成 22 年を除き年々減少している。また、少年の検挙理由の約 80%は窃盗犯となっているため、窃盗に特化してみたい。非行少年の千葉県全体の窃盗犯の合計は 1,587 人となっておりそのうち万引きが 958 人で全体の 60%を占めている。浦安警察署管内については、窃盗犯 115 人うち万引きが 96 人で全体の 83%となっている。

次に主な特徴について説明する。まず刑法犯検挙人員の県内全体に占める少年の割合は、21.7%となっており、浦安警察署では 19.1%となっている。全国平均 21.8%であるため、いずれも全国平均を下回っている。

また、県内の凶悪犯は 41 人で前年同期比 11 人、率にして 21.2%減少し、そのうち強盗が 33 人で前年同月比 7 人、率にして 17.5%減少している。強盗の 33 人のうち少年は 34.1%となっている。浦安警察署では凶悪犯の検挙はなかったが、粗暴犯で検挙された少年は 7 人となっている。

以上で説明を終了する。

(委員) 浦安管内ということだが、浦安市内の子と浦安市外の子の状況は分けられるのか。

(委員) 去年は商業施設での万引きが多いと伺ったが今年も多いのか。

(浦安警察署) 正確な数字は分からないが、商業施設での万引きは多いと思う。

(委員) 浦安市外の子が浦安市内で犯罪を犯しても浦安市のものとしてカウントされてしまう。

(委員) 浦安市内の子に犯罪を犯す子はいないと自信を持っているので、数字をだす時は分けて欲しい。

(委員) 少年となっているが、年齢等の定義はどうなっているのか。どのくらいの年齢の子が犯罪を犯しているのか等、年齢別で数字をだすことはできるか。

(浦安警察署) 犯罪少年は 14 以上 20 歳未満の少年をさす。14 歳未満の子が刑法に触れるような行為をした場合は触法少年として分類される。年齢別については手元の資料ではわからない。

(委員) 検挙人数が減少しているが、県としては、犯罪を起こす少年が減ってきているのか、ただ検挙人数が減っているだけなのか、どのように考えているのか。

(委員) 検挙率はどのくらいなのか。

(浦安警察署) 県としては、検挙人員は減っているが、再犯罪率が 3 割増しで推移しており改善の兆しがみえない点を危惧している。検挙率については分からない。

(委員) 刑法犯と特別法犯の違いはなにか。

(浦安警察署) 刑法犯は刑法に定められている罪名、特別法犯は、刑法以外の銃刀法や健全育成法等の法に触れた場合の罪名となる。

3) 「浦安市の子どもをみんなで守る条例」について

こども家庭課より、パワーポイントを使用しながら、配付資料の 17～28 ページについて説明があり、その後、質疑応答に入った。

(要旨)

平成 23 年 7 月 1 日に施行された「浦安市の子どもをみんなで守る条例」について説明する。この条例は、策定検討委員会を設置し委員から様々提案を受けた中で制定され、児童虐待に関する県内初の条例となる。この条例の大きな特徴は、児童虐待を未然に防ぐための子育て支援が重要視されているところにある。そして児童虐待の予防のための子育て支援と相談から様々な支援まで全ての児童虐待の防止に関することが網羅されている。また、行政と地域がともに浦安市の子どもを守るために連携・協働することを基本理念と定めている。

次に、条例制定の背景と目的について説明する。

浦安市の児童虐待の現状として、相談件数の増加が挙げられる。児童虐待への対応を担当している「こども家庭支援センター」での相談受理件数をみると 20・21・22 年度はほぼ横ばいだったが、23 年度は 22 年度と比較して 49 件増加して 200 件となり、月平均にして約 17 件、2 日に 1 件の相談が寄せられている。ちなみに、今年度は 12 月末現在では 177 件で、月平均で約 20 件と昨年度を上回る状況となっている。

児童虐待の対応は、現在こども家庭支援センターを中心に、児童福祉法で位置づけられている要保護児童対策地域協議会という子どもや家庭に関わる関係者のネットワークで対応しているが、代表者会議、実務者会議、個別会議の三層構造により連携を図って、地域全体で児童虐待に対応している。条例の策定に至った背景として、このような浦安市全体で児童虐待から子どもの命を守るネットワークをさらに拡充・充実させ、また、子育て支援から児童虐待の防止まで一貫したルールを明確にし、仕組みを作ることが必要となったことがあげられる。

総務省が昨年 1 月に発表した「児童虐待の防止に関する政策評価」で、総務省より厚生労働省、文部科学省に改善措置についての 4 つの勧告があった。

1 つ目が「児童虐待の発生予防に係る取組の推進」、2 つ目が「早期発見に係る取組の推進」、3 つ目に「早期対応から保護支援に係る取組の推進」、最後に「関係機関の連携強化」の 4 点。これらすべてが浦安市の条例に網羅されている。国がこれまでの児童虐待の防止に関する施策に改善が必要と判断した状況の中で、浦安市ではすでに児童虐待への対策を検討しており、まさにタイムリーな条例の制定となった。

次に、「児童虐待から子どもを守り、地域で子育て家庭を支える重層的な取り組み」として、児童虐待に関する市の取組の全体像をピラミット型で表した。下 2 段が児童虐待を未然に防ぎ、地域で子育て家庭を支えるための取り組み、上 2 段が、実際に児童虐待が起きてしまった時の取り組み。上に行くに従い、重篤度が高く重い内容となる。

次に、条例の中身について要点を説明する。この条例の体系として、児童虐待の予防のための子育て支援と防止のための取組の2部構成になっている。条文でみると、子育て支援が第2章、虐待防止の取組が3章となっている。そして、基本理念には「地域と行政が連携及び協働をし、子育て家庭への支援」を行うこと、また「子どもを児童虐待から守る」ことが明記されている。

次に、条文についていくつか選び、説明する。

まず、第5条には保護者の責務を定めている。この条例の特徴的なものは、3項にある「保護者は子育てに対する悩み又は不安があるときは、一人で抱えることなく、身近な人又は子育てに関する専門的な知識を有する機関に相談し、又は援助を求めるよう努めるものとする」と定めていることにある。保護者が子育ての悩みや不安を話すことができる人は、近頃身近に少ない。そのような中、市内には子育て中の親子が集う子育てサロンや相談できる場所が沢山ある。そうした場所で、悩みや不安を自ら話して、子どもにあたることをなくしてもらいたいという思いがこの条文には込められている。

次に、第8条と9条では、早期発見と通告について定めている。この早期発見と通告は、子どもを守るために大変重要なので、法律にもある内容をあえて強調する意味で定めている。

次に、第12条では人材の育成について定めている。

児童虐待を予防するための子育て支援は、地域の方々の力なくしてできない。

地域における子育て支援は、保護者の子育てにおける不安や悩みを軽減することで児童虐待を未然に防ぎ、また、地域の支援者等が子どもを見守ることで児童虐待の早期発見にも繋がる。市では、平成18年度から「子育て・家族支援者養成講座」を開催し、市民の中から地域での子育て支援者を育成している。こうした市民力を生かし、今後も地域における子育て支援を担う人材の育成を推進し、地域の子育て力を向上させていきたい。

次に、第18条では、子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談先の周知について定めている。

回りの大人たちが児童虐待の早期発見、通告に努めることで子どもを児童虐待から守り、より深刻な事例となるのを防ぐということも大切だが、子ども自身が児童虐待をされているという感覚を持ち、身近な大人に打ち明けることでも児童虐待は防げる。

しかし、子どもたちは、自分の親から児童虐待を受けているという認識がなく、また、周囲の大人に相談することで親を悪者にしたくないという気持ちが働くとのこと。こうした子どもたちにまず、児童虐待とはどういったものかを分かってもらい、相談をしてもらえるよう促すことが必要となる。その一環として作成したものが、3つのリーフレットとなる。大人版、子ども版2種類の3種類となっている。

大人版は、保育園・幼稚園を經由して保護者全員に配布し、各周知イベントの際にも配布し、市の各施設にも設置している。子ども版は各小学校、中学校の協力を得て全生徒に配布した。このリーフレットを配布する際には、校長先生の研修会等でも条例や虐待対応

について説明している。

この子ども版のリーフレットでは、子どもがあまり知る機会のない「児童虐待」について、まず児童虐待とは何かを知ってもらい、もし虐待を受けている子どもがいるなら、子ども自身が自覚できるようになることを目的とした。そして、児童虐待に悩んでいたから見守っている人は大勢いる、些細なことでも話をしようというメッセージを送るための内容・構成となっている。

最後になるが、この条例の策定スケジュールについて。条例公布前にタウンミーティングやシンポジウムを開催し、多くの市民や関係機関、行政職員へこの条例について周知し、児童虐待の防止について発信した。

また条例施行後も、駅前キャンペーンや講演会、研修会などを開催し、この条例の周知に努めてきた。

条例文を添付したが、条例の中でも珍しく、前文があり、「児童虐待から子どもを守る」という強い思いが込められている。是非、会議後時間のあるときに一読して欲しい。

以上で説明を終わる。ありがとうございました。

(委員) タイムリーな施策となっていると思う。市の体制が整っていると思うが、児童相談所の体制がうまくできていないのではないか。

(こども家庭課) 児童虐待防止法の中で、市の役割、児童相談所の役割等を明確にしている。市ではできることは限られており、重篤な場合は児童相談所、警察等と連携して対応していく必要がある。浦安市では、市、児童相談所等の連携がうまくいっており、県内では特出しているとの評価を受けているため、問題はないと思う。

(事務局) 先ほど質問があった、市内の長期欠席の平成 24 年 12 月現在の数字については小学生 33 人中学生 94 人、合計 127 名となっている。小学生で一番多い学年は 4 年生 10 名で、中学生はどの学年もまんべんなくなっている。4 月 5 月と月がたつに連れ増えていく。

(委員) 長欠の定義については、連続ではなくても 30 日以上休んだ場合、長欠としてカウントされ、月がたつに連れ増えていくのは自然。休んだ理由として、もちろん学校に居場所がないということも考えられるが、病気で 30 日休むといったことも長欠になり、様々に事由で長欠になっていることに注意してほしい。その中で学校が問題としているのは居場所のない子、学校に来たくても来れない子、心の問題で来れない子のこととなっている。長欠の中で、どのくらいいるのかはわからない。

(委員) 長欠の人数は多いのか。

(委員) 決して多い人数ではないと思う。

(委員) 小学校 18 校なので、平均して各学校に 1 人～2 人程度、中学校は 8 校なので、平均して 10 人～12 人程度となる。

(委員) 全体を通してでもよいので、何か質問はあるか。

(委員) 青少年補導員で自転車の違反等について声かけをしている。学校でも自転車のル

ールを教えていることを聞くがそのあたりの状況がわかるか。

(青少年センター) 市では各課と協力し、小学 3 年生を対象に自転車運転教室を実施。また中学校ではスタントマンを用いた安全教室を行っている。

(委員) 午後 4 時 30 分になるとこどもの帰宅を促す放送が流れているが、これも子どもを守る条例の一環か。

(委員) 条例の一環ではない。以前から帰宅を促す放送の意見があったが、個々の意見であったため、なかなか対応できていなかったが、この度、市 P 連から具体的に要望が上がり、市の防災課、防犯課、教育委員会等と協力し、昨年 11 月から冬期間のみ実施している。

(委員) 大変よい取り組みだと思う。

(委員) 児童育成クラブ等はまだ帰ることができないが、概ね好感をもって受け入れられている。